

2024年 11月 21日

北海道知事 鈴木 直道 様

一般社団法人北海道自然保護協会 会長 在田一則  
石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会  
共同代表 糟谷奈保子・柿崎敦子  
銭函海岸の自然を守る会 代表 後藤言行  
日本野鳥の会札幌支部 支部長 猿子正彦

## 「石狩市沖海域洋上風車建設に係る法定協議会へ市民代表の参加を 求める要望書」への回答を再度求めます

2024年10月17日、北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課風力担当課長より、2023年12月20日および2024年9月3日に貴職に提出した下記の要望書に対する回答（別紙1）を受け取りました。

- 2023年12月20日付け「石狩市沖海域洋上風車建設に係る法定協議会市民代表の参加を求める要望書」
- 2024年9月3日付け「『石狩市沖海域洋上風車建設に係る法定協議会へ市民代表の参加を求める要望書』への回答を求めます」

私たちはこれらの要望書において、石狩湾一般海域に建設される多数の巨大洋上風車は、騒音・低周波音・超低周波音による健康被害を引き起こし、古くから慣れ親しんできた自然の風景を台無しにし、人と自然とのふれあいの場や観光事業へ悪影響を及ぼし、多種・多数の野鳥のバードストライクが懸念されるなど、多くの自然環境や生活環境の破壊を引き起こす恐れがあることを述べ、これらの問題に長年関わってきた市民団体（環境保護団体など）は海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（「再エネ海域利用法」）第九条2に規定された利害関係者であるので、法定協議会に構成員として参加させるように主張してきました。

しかし、この回答書は長年石狩湾周辺の環境問題に関わってきた市民団体が利害関係者であるか否かについては何ら言及せず、結論として法定協議会への市民団体の参加を拒否しています。

北海道知事として、市民団体が「再エネ海域利用法」第九条2に規定された利害関係者ではないと判断されたのであれば、その理由を明確に示すことを求めます。

なお、私たちの要望書に対し、2024年10月30日、経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課および国土交通省 港湾局 海洋・環境課から回答（別紙2）を受け取っています。この回答書には、「（法定協議会）構成員に貴団体を含めるかどうかについては、現在、北海道庁において地域の実情を踏まえた検討が進められているところと承知しています」と記述されています。これは、経済産業省・国土交通省では私たち市民団体が利害関係者に含まれないという結論を出していないことを示しています。北海道庁においても、まだ私たち市民団体を構成員に含めるかどうかについて北海道知事としての結論が出ていないと解釈してよいのでしょうか？ 合わせてお尋ねいたします。

この要望書に対する回答は北海道知事名で12月19日までに書面をもって下記にご送付ください。

送付先：一般社団法人北海道自然保護協会

〒003-0026 札幌市白石区本通1丁目南2-38 電話：011-876-8546